

資料 1 「島根原子力発電所に関する住民説明会等での意見・質疑の概要」 正誤表

原子力規制庁

意見概要		回答概要(修正前)	回答概要(修正後)
(1) 許認可手続きに関すること			
1	設置変更許可は適合性審査、設工認審査、保安規定審査が終了しなければ出すべきではないのではないか。 【意】 「資料 1」 3 ページ	原子炉等規制法の枠組みでは、発電用原子炉施設の設計から運転に至る過程を<u>段階的に</u>区分し、それぞれの段階に応じた規制手続を要求する段階的<u>安全</u>規制を採用しており、設置変更許可、設計及び工事計画認可、保安規定認可のそれぞれ<u>の段階</u>において必要な事項を確認することとなる。 今回（令和3年9月15日）、許可処分を行った設置変更については、想定する自然現象の程度や重大事故等対策の基本方針などの発電用原子炉施設の基本設計や基本的設計方針の妥当性について確認したものであり、後段規制である設計及び工事計画や保安規定の審査の前提となる事項である。 今後の設計及び工事計画認可や保安規定変更認可の審査においては設置変更許可で示した基本設計や基本的設計方針どおりであることを確認していくこととなる。こうした一連のプロセスの中で新規規制基準の適合性を確認していく。【新規回答・原子力規制庁】	原子炉等規制法の枠組みでは、発電用原子炉施設の設計から運転に至る過程を区分し、それぞれの段階に応じた規制手続を要求する段階的規制を採用しており、設置変更許可、設計及び工事計画認可、保安規定認可のそれぞれにおいて必要な事項を確認することとなる。 今回（令和3年9月15日）、許可処分を行った設置変更については、想定する自然現象の程度や重大事故等対策の基本方針などの発電用原子炉施設の基本設計や基本的設計方針の妥当性について確認したものであり、後段規制である設計及び工事計画や保安規定の審査の前提となる事項である。 今後の設計及び工事計画認可や保安規定変更認可の審査においては設置変更許可で示した基本設計や基本的設計方針どおりであることを確認していくこととなる。こうした一連のプロセスの中で新規規制基準の適合性を確認していく。【新規回答・原子力規制庁】
2	原子炉等規制法に基づく発電用原子炉施設に係る規制について、設計と運用ルールについての検査を今後進めるとあるが、具体的に何を検査するのか、終了までにどのくらい期間を要するのか。【意】 「資料 1」 3 ページ	設計と運用ルールについては、<u>それぞれ設計及び工事計画認可、保安規定変更認可の審査の中で確認していく。</u> <u>具体的には、設計及び工事計画認可の審査では、施設や機器等の仕様、強度や耐震性など詳細な設計が基準に適合しているかを確認し、保安規定変更認可の審査では、事業者における施設の運用や重大事故等対策のための体制や手順等が基準に適合しているかを確認することとなる。これらについては、申請書類が出そろっていないことから、現時点で具体的な終了時期をお示しすることは困難である。</u> <u>なお、これらの審査が終了した後は、これらの審査で確認した施設や機器等が設置されているか、事業者の体制や手順等が整備されているかを検査において確認することとなる。【新規回答・原子力規制庁】</u>	設計と運用ルールについては、<u>施設や機器等の仕様、強度や耐震性など詳細な設計が基準に適合しているかを設計及び工事計画認可の審査で確認するとともに、事業者における施設の運用や重大事故等対策のための体制や手順等が基準に適合しているかを保安規定変更認可の審査で確認することとなる。これらの審査が終了した後は、これらの審査で確認した施設や機器等が設置されているか、事業者の体制や手順等が整備されているかを検査において確認することとなる。</u> <u>これらについては、申請書類が出そろっていないことから、現時点で具体的な終了時期をお示しすることは困難である。【新規回答・原子力規制庁】</u>
(2) 新規規制基準に関すること			

意見概要		回答概要(修正前)	回答概要(修正後)
1	福島原発事故での対策の失敗の原因はなにか。それを踏まえて重大事故対策は、どこがどう違うのか。【意】 「資料1」6ページ	<u>福島第一原発事故以前の安全規制の問題点として、事故以前にはシビアアクシデント対策が規制の対象とされず十分な備えがなかったこと、また新たな基準を既設の原発にさかのぼって適用する法的仕組みがなく、常に最高水準の安全性をはかることがなされなかったことなどが指摘された。</u> このため、平成24年6月に事故の教訓を踏まえた法改正が行われ、人の安全に加え、環境を守ることを目的に追加するとともに、<u>シビアアクシデントを規制対象とすること、新基準を既設の原発にさかのぼって適用する制度などが規定された。</u> なお、詳細については、原子力委員会ホームページに掲載されている「実用発電用原子炉に係る新規規制基準について」を参照。【新規回答・原子力規制庁】 URL:https://www.nsr.go.jp/data/000070101.pdf	<u>東京電力福島第一原子力発電所の事故以前の問題点として、シビアアクシデント対策が規制の対象とされず十分な備えがなかったこと、また新たな基準を既設の原発にさかのぼって適用する法的仕組みがなく、常に最新の知見踏まえた安全性向上をはかることができなかったことなどが指摘された。</u> このため、平成24年6月に事故の教訓を踏まえた法改正が行われ、人の安全に加え、環境を守ることを目的に追加するとともに、<u>自然現象等に係る設計基準の強化、シビアアクシデント対策の規制基準への取り入れを行うとともに、新基準を既設の原発にさかのぼって適用する制度などが規定された。</u> なお、詳細については、原子力<u>規制</u>委員会ホームページに掲載されている「実用発電用原子炉に係る新規規制基準について」を参照。【新規回答・原子力規制庁】 URL:https://www.nsr.go.jp/data/000070101.pdf
(5) テロ対策に関すること			
3	テロ対策は公の場で答えられないとのことだが、原子力規制庁が責任を持ち安全を確保するという理解でよいのか。【意】 「資料1」13ページ	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊については、施設の広範囲にわたる損壊、不特定多数の機器の機能喪失及び大規模な火災等の発生を考慮し、可搬型設備による対応を中心として柔軟で多様性のある対応ができるように手順書や体制、設備等を整備する方針であることを確認している。【新規回答・原子力規制庁】	<u>原子力施設の安全性確保については、事業者に一義的な責任があり、原子力規制委員会は、規制基準への適合性を確認し、事業者が行う措置等が適切に実施されていることを監督する役割を果たしている。</u>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊については、施設の広範囲にわたる損壊、不特定多数の機器の機能喪失及び大規模な火災等の発生を考慮し、可搬型設備による対応を中心として柔軟で多様性のある対応ができるように手順書や体制、設備等を整備する方針であることを確認している。【新規回答・原子力規制庁】